

高浜小学校・三村小学校・関川小学校・南小学校統合検討委員会要綱（案）

（設置）

第1条 高浜小学校、三村小学校、関川小学校及び南小学校（以下「4小学校」という。）の統合に関する基本的事項について、検討及び協議を行うため、高浜小学校・三村小学校・関川小学校・南小学校統合検討委員会（以下「統合検討委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 統合検討委員会は、次の事項について検討及び協議する。

- (1) 4小学校の統合に関すること。
- (2) その他4小学校の統合に関し、必要と認めること。

（組織）

第3条 統合検討委員会は、委員30人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 4小学校の区域における小学校のPTA代表者
- (2) 4小学校の区域における小学校の校長
- (3) 4小学校の区域における地域住民組織の代表者
- (4) その他教育長が必要と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は4小学校の統合の日までとする。

- 2 委員が欠けた場合は、これを補充しなければならない。
- 3 委員が欠けた場合の次期委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 統合検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、統合検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 統合検討委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(専門部会)

第7条 統合検討委員会に、第2条の所掌事項に係る調査及び研究（以下「調査等」という。）をするため、専門部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 統合検討委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、統合検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月24日から施行する。